

神戸常盤大学 受託研究取扱規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、神戸常盤大学（以下「本学」という。）における学外からの委託を受けて行う研究（以下「受託研究」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(受入れ基準)

第 2 条 受託研究は、教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限り、受け入れるものとする。

(申 請)

第 3 条 本学に研究を委託しようとする者（以下「委託者」という。）は、所定の様式による申請書を学長に提出しなければならない。

(審査委員会)

第 4 条 受託研究の受入れ、実施に必要な事項を審議するために研究審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は次の者をもって組織し、学長を委員長とする。

- (1) 学長
- (2) 学部長
- (3) 各学科長
- (4) KTU研究開発推進センター長
- (5) その他学長が指名する者

3 委員会は次の事項を審議する。

- (1) 受託研究の受入れの可否に関する事項
- (2) 受託研究の中止又は期間延長に関する事項
- (3) その他受託研究に関する必要な事項

4 委員会は必要に応じ、委員以外の者を委員会に招きその意見を聞くことができる。

(受入れの決定)

第 5 条 学長は、委員会の議を経て、受託研究の受入れの可否を決定する。

2 学長は、前項の結果を委託者に通知するものとする。

(契 約)

第 6 条 学長は、受託研究の受入れを決定したときは、速やかに委託者との間に受託研究契約を締結するものとする。

(研究費の取扱い)

第 7 条 委託者は、受託研究に関する経費（以下「研究費」という。）を本学が指定した

期間内に本学に納付しなければならない。

- 2 研究費は、受託研究を遂行する上で必要な直接的な経費（以下「直接経費」という。）及び受託研究の遂行に関連して直接経費以外に必要となる経費（以下「間接経費」という。）の合計額とする。
- 3 前項に規定する間接経費は、原則として直接経費の10%とする。
- 4 既納の研究費は、これを委託者に返還しない。ただし、天災、その他やむを得ない事由により研究を継続できないときは、その全部又は一部を返還することができる。
- 5 研究費により取得した設備等の所有権は、本学に帰属する。
- 6 納付された研究費については、本学経理規程に準拠して執行するものとする。

（知的財産権の取扱い）

第8条 研究の結果生じた特許権、実用新案権及び意匠権その他これに準ずる権利（以下「特許権等」という）は、本学又は受託研究を担当した教員（以下「研究担当者」という。）に帰属する。

- 2 前項にかかわらず、委託者からの申し出があった場合、本学が承継した特許権等の一部又は全部を別に定める契約により委託者に譲渡することができる。
- 3 委託者が本学に継承された特許権等の優先的実施を希望する場合には、一定期間その権利を付与することができるものとする。
- 4 委託者は、本学に継承された特許権等（本条2項の規定により委託者との共有になった特許権等を含む）を実施しようとするときは、別に定める実施料を本学に支払うものとする。

（報 告）

第9条 研究担当者は、受託研究を完了又は中止したときは、研究費の収支計算書を添えて、所定の様式により研究成果を所属長（学部長、学科長）を経て学長に報告しなければならない。

- 2 学長は、前項に規定する報告を受けたときは、遅滞なく委託者に研究成果を報告するものとする。

（成果の公表）

第10条 研究担当者は、原則として受託研究の成果を公表するものとする。ただし、公表の時期・方法等は、必要がある場合は、委託者と協議して定めるものとする。

（適用除外）

第11条 受託研究のうち、次の各号のいずれかに該当するときは、この規程の一部を受託研究又は委託者に対して適用しないことができる。

- （1）国、政府関係機関又は地方公共団体等からの受託研究
- （2）その他特別な事情があると学長が認めた受託研究

（事 務）

第12条 受託研究に関する事務は、学術推進課が行う。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、運営委員会の承認を得るものとする。ただし、学長が必要と判断する場合は、教授会の議を経るものとする。

(補 則)

第14条 この規程に定めるもののほか、受託研究の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(附 則)

この規程は、平成22年4月1日より施行する。

この規程は、平成23年10月1日より施行する。

この規程は、平成27年4月1日より施行する。

この規程は、平成28年4月1日より施行する。